

民生委員児童委員とは？

民生委員法に基づき、地域の推薦により選出され、無報酬のボランティアとして厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員です。

児童福祉法により児童委員を兼ねていることから、「民生委員児童委員」と呼ばれます。担当区域を受け持つ「地区担当民生委員児童委員」と、児童福祉に関わることを主に担当する「主任児童委員」がいます。

◆地区担当民生委員児童委員

高齢者・障害者・子育て家庭・生活困窮世帯など、生活のことで悩みを抱えている方の身近な相談役です。

相談内容に応じて、区役所や、地域包括支援センターなどの関係機関につなぎます。その他、地域の状況に応じて「活動記録」のような取組をしています。

ある地区担当民生委員児童委員の「活動記録」から

地域の方から相談を受けた。

障害のある方のヘルパー利用について相談したいのだけれど…

障害者相談支援センターで相談できますよ。

ふれあい会食会で食事を作り、共に食事を楽しんだ。

見守っている高齢者宅を訪問した。

こんにちは！お変わりありませんか？

市からの依頼で、高齢者生活状況調査を行った。

地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の定例会で、相談支援の方法について意見交換を行った。

福祉制度に関する研修に参加した。

共同募金活動に協力した。

